

# 「滋賀県史編さん大綱」（原案）に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

## 1. 県民政策コメントの実施結果

令和4年(2022年)12月5日(月)から令和5年(2023年)1月11日(水)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「滋賀県史編さん大綱」（原案）についての意見・情報の募集を行った結果、5名の方から、計10件の意見・情報が寄せられました。これらの意見等に対する滋賀県の考え方は下記のとおりです。

## 2. 提出された意見・情報の内訳

項 目	件 数
第1 趣旨	0 件
第2 目的	1 件
第3 方針	4 件
第4 県史の構成	2 件
第5 期間	1 件
第6 組織	0 件
第7 県民への情報提供等	0 件
第8 その他	0 件
その他、大綱全体にかかる事項	2 件

## 3. 提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方

提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

番号	頁/行	意見・情報等（概要）	意見・情報等に対する県の考え方
第2 目的			
1	P1 行10	1の記載について、「…寄与するとともに、全国に向けて滋賀県の歴史を発信する」と記載願いたい。目的には県内に向けたことが書かれているが、県外への発信も大切なことと思う。	ご意見を踏まえ、以下の記載を追加します。 「2・・・後世の幅広い世代に県の歴史を伝える」の後に「とともに、県内外や世界に向けて発信する。」を加筆とします。
第3 方針			

2	P1 行 17	<p>1の「世界および」という部分を生かすには、海外の資料に通じた研究者の協力を得て丹念に情報収集し、海外にも情報提供を呼びかけることが肝要だと思う。</p> <p>その際、カナダ移民、「大陸の近江商人」など海外で活躍した県民に関する歴史事象に加えて、朝鮮人労働者、連合軍捕虜など海外から来た歴史事象も重要。現代においても、県内産業の発展と外国人労働者は切り離せない。「グローバル」「ダイバーシティ」の視点を編さんの重要な基軸の一つとしてほしい。</p> <p>部会が6つ設定されるが、縦割りにならないようにしてほしい。</p>	<p>丹念な情報収集と、専門家による執筆は重要なことと思っており、ご意見いただいた内容に留意しながら編さんを進めてまいりたいと考えています。</p> <p>また、県史の編集にあたっては専門部会間の調整等を行う編集会議を設けることとしており、編集委員長の統括の下、一体性を持った県史を作ってまいりたいと考えています。</p>
3	P1 行 21	<p>歴史好きだが老眼で文字を読むのに苦労しているが、ICTの進歩は想像以上に急速で、県史が発行される頃にはいろんなものが発明されていると思う。</p> <p>県史の刊行の際には、冊子や電子書籍だけでなく、高齢者や様々な障害を持つ人々が読めるよう配慮してほしい。</p>	<p>県史については、読んでいただくことが何より重要であり、そのためには、ご意見のようなICTほか様々な技術の活用が有用と考えております。</p> <p>3では例示的に記載をしておりますが、県史発刊の際には、ご意見も踏まえながら、広く県民の皆様にご覧いただけるよう取り組んでまいりたいと考えています。</p>
4	P1 行 29	<p>5に、「オーラルヒストリー（語り部）も取り込む」ことについて記載願いたい。</p> <p>県民の生の声による歴史は大切で、平和祈念館等に残されている証言や、知事や県民等に対するオーラルヒストリーにも取り組んでほしい。</p>	<p>県史編さんにあたっては、丹念な調査を行うことなど資料に基づき叙述を行うこととしております。また、資料については、一次資料といわれる生の資料の活用が重要と考えております。</p> <p>ご意見をいただいた県民等の関係者の証言も一次資料になりうるものと考えており、5に記載の「地域の伝承や習慣」などは正に無形のものに有形の資料にする必要があります。このため、直接話をお聞きする（「オーラルヒストリー」）ことも含め、県民等から情報提供いただけるよう取り組んで行くこととしています。</p>
5	P1 行 24	<p>県内外で調査した資料は、将来的に県公文書館での閲覧対象となるのか。</p>	<p>公文書館において調査し収集した文書等の資料については、基本的に特定歴史公文書として閲覧等の利用に供する予定です。</p> <p>また、第7に記載のように、県史の刊行とは別に、また刊行までの間においても逐次発行の刊行物や展示・講演会の開催などにより、適宜県民に情報提供をしていく予定です。</p>
第4 県史の構成			
6	P1 行 35	<p>県史の構成について、刊行巻数は確定しているのか。</p> <p>また、巻の構成と専門部会（6部会）とはリンクしているのか。</p>	<p>巻の構成のうち資料編2巻と通史編4巻に加えて、県史の内容を分かり易く伝えるために概説や図録の作成を予定しています。</p> <p>巻の構成は大きく戦前と戦後に分かれるものと想定したうえで、通史編は専門部会（分野）間で調整を図りながら分担し、年代順に記述する予定です。</p>

7	P1 行 34	<p>近江の歴史のハイライトは戦国時代だと思われ、江戸時代には世界に誇れる近江商人が活躍した歴史がある。</p> <p>「滋賀県」の歴史は150年かも知れないが、その前には「近江」の歴史があること、近代の前には平和で精神的にも豊かな文化を育てた時代があったことを、県史を通じて多くの人に知ってほしいと思う。</p>	<p>滋賀県史は、過去に2回編さんされており、最初のもは概ね古代から大正までの時代を、2度目のものは昭和時代を対象に編さんしています。</p> <p>今回の県史は、県政150周年記念を契機として平成時代を含めた明治5年から令和4年までの150年間を主たる対象とする近現代史として編さんしようとするものです。ご意見のようにその前には近江といわれていた近世の時代など長い歴史がありますが、一定の期間の中で編さんするため、滋賀県が誕生してからの150年を区切りとすることに、ご理解をお願いします。</p>
第5 期間			
8	P1 行 39	<p>自分は70歳を超える年齢だが、生きている間に是非、県史を読みたいと思う。いいものを作るには時間がかかるのは分かるが、せめて10年くらいにするなど、もっと早く刊行されるよう希望する。</p>	<p>今回の県史編さんにおいては、県立公文書館所蔵資料を活用するだけでなく県内外の施設等が所蔵する資料の調査・収集を行い、これらに基づいて叙述する必要があります。県史の発刊については、資料編、通史編などを順次刊行し、最後の刊行までの期間が15年となるものです。</p> <p>このように長期間の取組とはなりませんが、編さん過程で得られた成果につきましては、第7に記載しておりますように、逐次発行の刊行物や展示・講演会の開催などにより、県民の皆さんに情報提供することとしています。</p>
その他			
9	—	<p>県史の内容は、基本的に県政のみを対象とするものか。</p> <p>目的や方針の記述から「県史」を広義にとらえているように感じる。紙幅等の制限があるかとは思いますが、市町や県民活動なども取り上げてもらえるとありがたい。</p>	<p>今回編さんする県史は、県政のみを対象とした行政史だけでなく、産業・経済や教育・文化・民俗など、県民活動の歴史についても幅広く取り上げていく予定です。</p>
10	—	<p>近年、惨禍をもたらす自然災害に対して、災害史を防災に活かそうという取組が活発化しているが、滋賀県が刊行している『滋賀県災害誌』では過去の災害事例に学ぶことはなかなか難しいのが現状。</p> <p>このため、災害の歴史について県立公文書館所蔵の貴重な資料を活用した記載をお願いしたい。</p>	<p>今回の県史編さんにおいては、県立公文書館所蔵資料の活用のほか、県内外から幅広く資料を調査・収集する予定です。</p> <p>こうした多くの資料を基にして、災害に関する歴史についても記載する方針です。また、紙幅の制約で記載できなかったものについても、公文書館の展示や刊行物などを活用して、積極的に情報提供してまいりたいと考えています。</p>

# 滋賀県史編さん大綱（案）

## 第1 趣旨

この大綱は、滋賀県史（以下「県史」という。）の編さんに関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 目的

1. 交通の要衝として今も多くの人々の往来がある本県は、外部から新しい風を取り入れることにより、滋賀の文化を守りつつも、時代に応じて変化し続けることによって発展してきた。本県の歩みや先人の努力と知恵を振り返り、県民がその歴史を学ぶことに寄与する。
2. ふるさと滋賀への一層の愛着と誇りを育み、未来を考える知的資源として、子どもを含む後世の幅広い世代に県の歴史を伝えるとともに、県内外や世界に向けて発信する。
3. 県の歴史を伝える貴重な関連資料を収集・保管し、その散逸防止を図る。

## 第3 方針

1. 滋賀県の歴史的な変遷を世界および日本の歴史的な流れの中に位置づける。
2. 最新の調査・研究の成果を広く取り入れ、叙述の根拠を示す出典を明示し、高度な学術研究の水準を持つものとする。
3. できる限り平易な表現で分かりやすく記述するとともに、多くの写真や図版を収録することにより、広く県民に親しまれるものとする。また、県史へのアクセス性について、インターネットやスマートフォンといった情報通信技術（ICT）を活用するなど配慮する。
4. 県内外に所在する資料を丹念に調査し、撮影した写真など資料データの収集と保存に努める。その際、積極的に情報提供を呼びかけるとともに、資料所有者の理解と協力を得ながら、幅広い利活用が可能となるような条件を整える。また、調査等を通じて散逸の可能性が高いと認識した資料については、関係諸機関の協力を得ながらその保全を図る。
5. 編さんにあたっては、県民の理解と協力、参加のもとに進められるよう取り組む。その際、県民が地域の伝承や習慣といった情報の提供ができ、また、郷土史研究の成果などを発信できる場を設ける。

## 第4 県史の構成

滋賀県が誕生した明治5年から令和4年までの150年間を主たる対象とする近現代史とし、資料編2巻、通史編4巻、年表のほか、簡略に叙述した概説および写真・地図等の図録により構成されるものとする。

## 第5 期間

県史の編さんに要する期間は、令和5年度から令和19年度までの15年間を目途とする。

42 第6 組織

43 県史の編さんのため、滋賀県史編さん会議および県史編集会議を  
44 に専門部会を設置する。

- 45 1. 県史の編さんにかかる県民への普及・広報活動および大綱の変更に関わる重要事項に  
46 ついての検討を行うため、滋賀県史編さん会議を置く。
- 47 2. 県史の編集を行い、専門部会間の調整を図るため、県史編集委員長、同副委員長およ  
48 び専門部会の長で構成される県史編集会議を置く。
- 49 3. 専門分野における必要な資料の調査、執筆、編集等を行うため、県史編集会議に専門  
50 部会長および執筆委員で構成される専門部会を置く。
- 51 4. 専門部会は、政治・行政（戦前）、同（戦後）、産業・経済、環境・琵琶湖、社会・福  
52 祉、教育・文化・民俗の6部会とする。
- 53 5. 滋賀県庁内に県史編さん事務局を設け、県史の編さんに必要な資料の調査・整理、  
54 執筆・校正および編集の補助、普及・広報活動、事業全般の庶務等を行う。

55

56 第7 県民への情報提供等

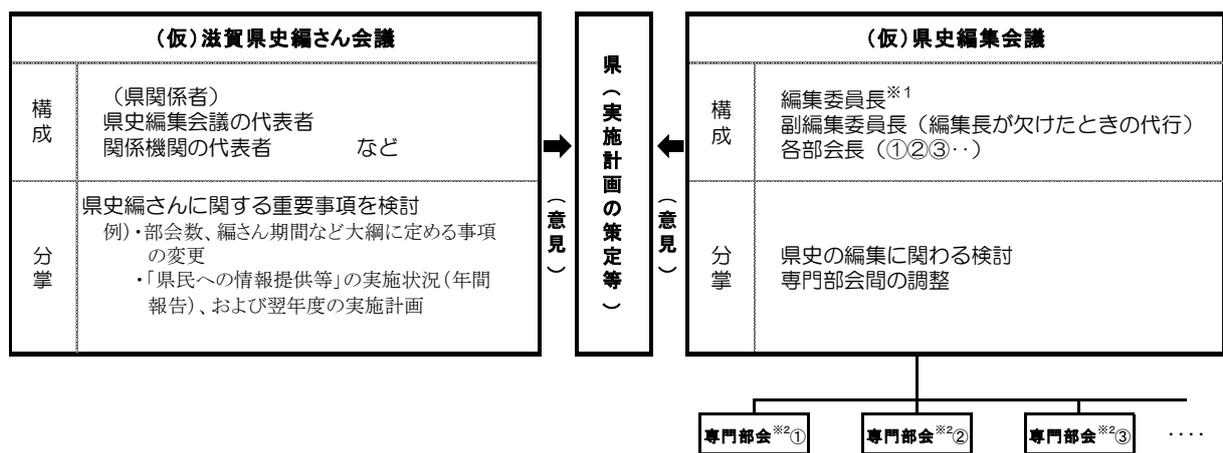
57 県史の編さんへの県民の理解と協力を得るため、編さんの進捗状況や新たな史実の発見  
58 といった調査研究の成果、県民から寄せられた情報などを、例えばホームページでの公開  
59 や逐次刊行物の発行、講演会の開催を通じて広く県民に提供する。

60

61 第8 その他

62 この大綱に定める事項を進めるため実施計画を定めるほか、県史の編さんに関し必要な  
63 事項は別に定める。

滋賀県史編さんにかかる組織について(イメージ図)



※1 編集委員長は、県史編集の統括を行う。

※2 部会の構成・分掌  
 構成: 部会長および執筆委員  
 分掌: 各分野において、県史編さんに必要な資料  
 の調査、執筆、編集等